

宮城県再犯防止推進計画

令和 2 年 3 月

宮 城 県

はじめに

宮城県における刑法犯認知件数は、平成13年の49,887件をピークに年々減少傾向にあり、平成30年は13,755件と、ピーク時の約4分の1まで減少しました。

一方で、宮城県内における刑法犯及び特別刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は50%付近を推移し、「再犯の防止」は宮城県における地域の安全にとって重要な課題となっています。

また、全国的に、犯罪をした者の中には安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなどにより、円滑な社会復帰に向けた支援を必要とするにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま、犯罪を繰り返している人が少なからず存在しています。

このため、犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、県民の理解と協力を得て、円滑に社会復帰できるよう、国、県、市町村、保健医療や福祉の関係機関及び民間支援団体が緊密に連携し、刑事司法の手続が終了した後も、息の長い社会復帰への支援を行うことが求められています。

このような状況を踏まえ、国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、また、平成30年度からの5か年を期間とする「国の再犯防止推進計画」が策定されています。

これを受け、宮城県では現在の取組を踏まえ、県として再犯の防止等に関する施策を推進するため、「宮城県再犯防止推進計画」を策定します。

今後は、この計画に基づき、関係機関・団体と連携しながら、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。



令和2年3月

宮城県知事 村井嘉浩

目 次

はじめに

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の対象者.....	1
4. 計画期間	1
第2章 基本方針	2
第3章 数値目標	3
第4章 施策の方向性	6
1. 就労の確保に関する支援	6
2. 住居の確保に関する支援	11
3. 福祉サービスの提供による支援	14
4. 薬物依存を有する者への支援	16
5. 犯罪の特性に応じた再犯等の防止に関する支援	19
6. 非行少年等に対する改善更生,非行防止等に関する支援	20
7. 国及び市町村, 民間団体等との連携による支援	23
第5章 計画の推進体制	29
1. 推進体制	29
2. 進行管理	29
参考資料	30~47

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

本計画に基づき施策を推進することにより、本計画の対象者が、社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）（以下「再犯防止推進計画」という。）を勘案して策定することとされている「地方再犯防止推進計画」に位置付けるものです。

再犯防止推進法第4条第2項に定められた、「(法の)基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」という地方公共団体の責務を総合的かつ計画的に果たすために策定します。

3. 計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

4. 計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までとします。

第2章 基本方針

再犯防止推進法では、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく上で基本となる4つの「基本理念」を掲げており、国ではこれを踏まえ、再犯防止推進計画を定めています。

本計画では、再犯防止推進計画及び本県の状況等を踏まえ、再犯防止に向けた取組を推進するため、3つの基本方針と7つの重点課題を定め、本県の実情に応じた施策を実施及び検討していきます。

1. 3つの基本方針

- (1) 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援を実施していきます。
- (2) 再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心を醸成していきます。
- (3) 国及び市町村、民間団体等と緊密に連携して取り組んでいきます。

2. 7つの重点課題

- (1) 就労の確保に関する支援
- (2) 住居の確保に関する支援
- (3) 福祉サービスの提供による支援
- (4) 薬物依存を有する者への支援
- (5) 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援
- (6) 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援
- (7) 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

第3章 数値目標

宮城県再犯防止推進計画を進めるうえでの成果指標を以下のとおり設定し、その達成に向けて施策を実施します。

政府目標

国においては、「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月）」において、2年以内再入率を2021年までに20パーセント以上減少させるなどの数値目標を掲げている。

本県の目標

再犯者数：1,517人（2018年（平成30年））
⇒1,400人以下（2024年（令和6年））

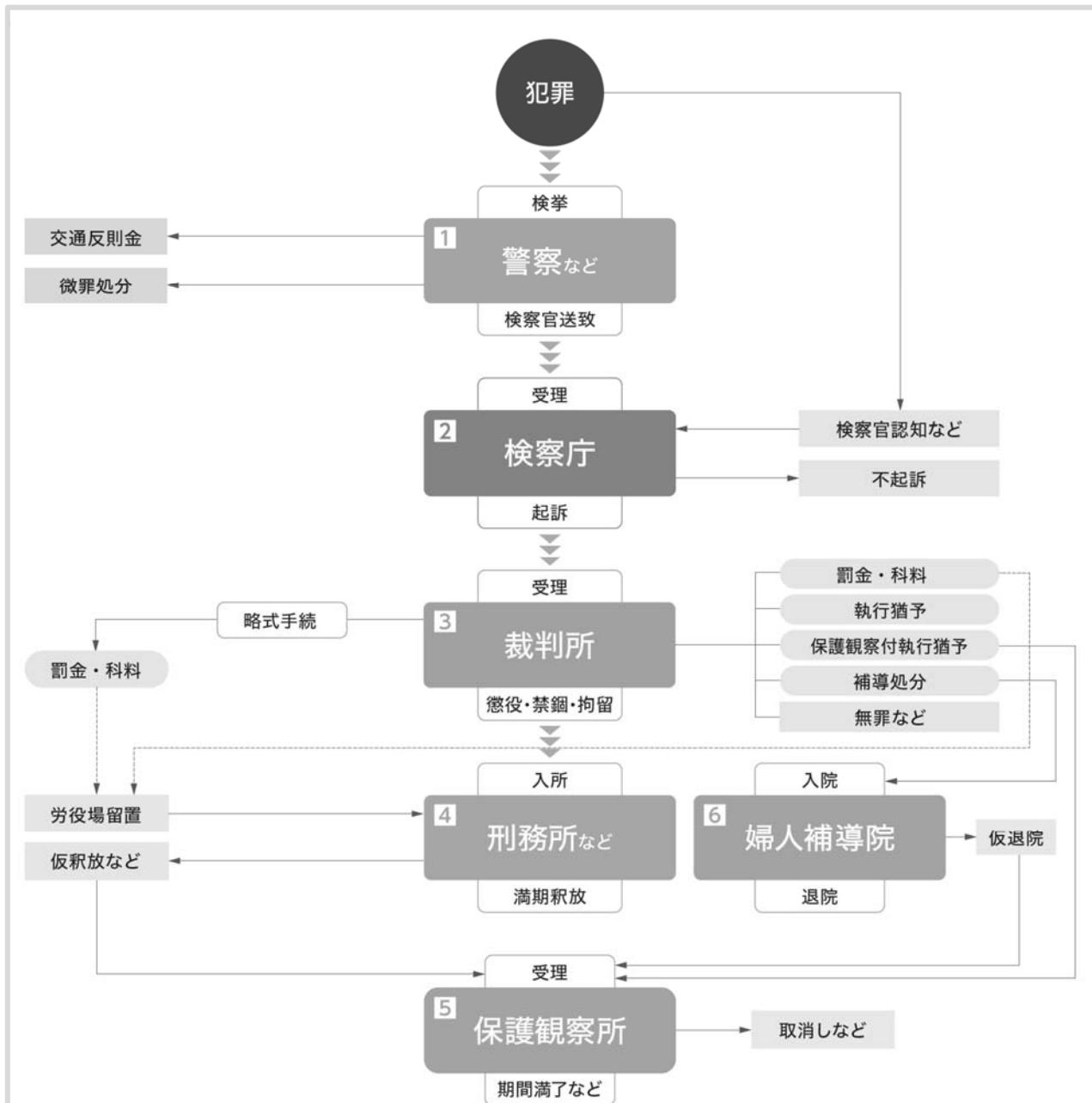
【検挙人数、再犯者数の年別推移】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
検挙人数	3,537	3,457	3,209	3,205	3,205
再犯者数	1,746	1,734	1,578	1,557	1,517
再犯者率	49.4%	50.2%	49.2%	48.6%	47.3%

※再入者率は初入者の数の増減により変動するため、指標として設定しません。

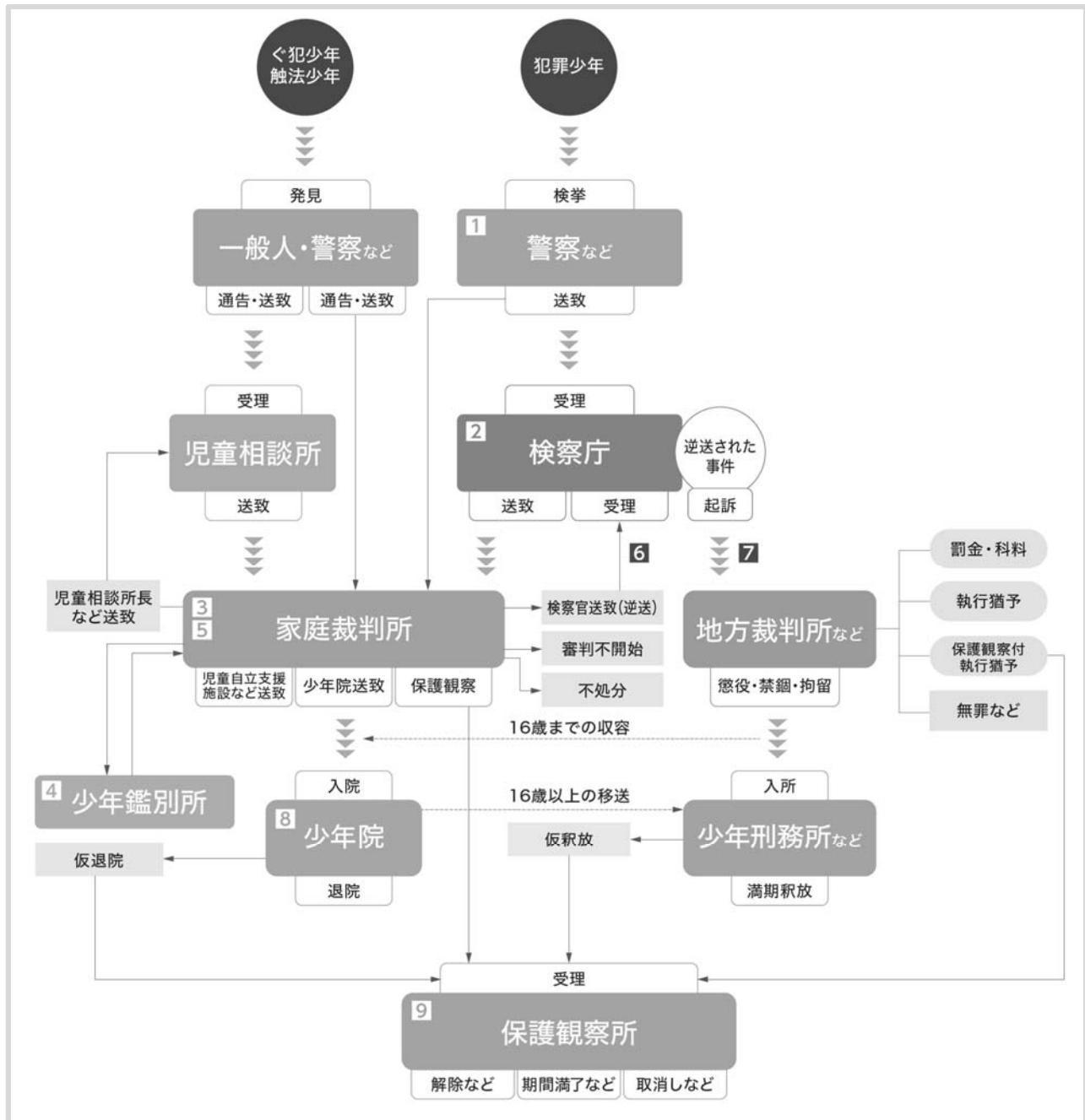
参考 1

成人による刑事事件の流れ (出典 ; 平成 30 年版再犯防止推進白書)



参考 2

非行少年に関する手続きの流れ（出典：平成30年版再犯防止推進白書）



第4章 施策の方向性

宮城県再犯防止推進計画の目標達成のため、施策は重点課題を踏まえた次の7つの方向性により取り組みます。

1. 就労の確保に関する支援

ア. 現状と課題

就労の困難さや不安定さが再犯リスクとなっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

犯罪をした者等の就労については、事業者が、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する「協力雇用主制度」があります。

県内に協力雇用主は834社（2019年10月1日現在）あり、そのうち犯罪をした者等を雇用しているのは41社で、被雇用者は45人と、増加傾向にあります、犯罪をした者等と雇用主のマッチングはなかなか進まない状況にあります。

再犯防止推進計画においては、「職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得」、「就職に向けた相談・支援等の充実」等について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

① 就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）【社会福祉課】

直ちに一時就労が困難な者に対し、生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活自立）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会生活自立）、事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立）の3段階により、一般就労に従事するための基礎能力の形成を支援します。

② 保護観察対象少年に対する職業定着支援【社会福祉課】

保護観察対象少年を臨時職員として雇用し、かつ、その間において職の定着に必要なスキルの習得を促すことにより、就職・職への定着・更生を支援します。

③ 沿岸地域就職サポートセンター事業【雇用対策課】

沿岸地域（石巻市、塩竈市、気仙沼市）に就職サポートセンターを設置し、地域企業の求人情報や企業情報を収集し、求職者等とのマッチングに繋げ、沿岸地域の企業の人材確保を図ります。

④ 若年者就職支援ワンストップセンター設置事業【雇用対策課】

みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）を設置し、ワンストップで就職支援を実施します。

⑤ みやぎの若者の職業的自立支援対策事業【雇用対策課】

若年無業者を対象とした就職支援施設として国が県内3か所に設置している「地域若者サポートステーション」における支援の一部として、臨床心理士等による心理カウンセリング及びジョブトレーニング等による就労体験を実施し、職業的自立支援を行います。

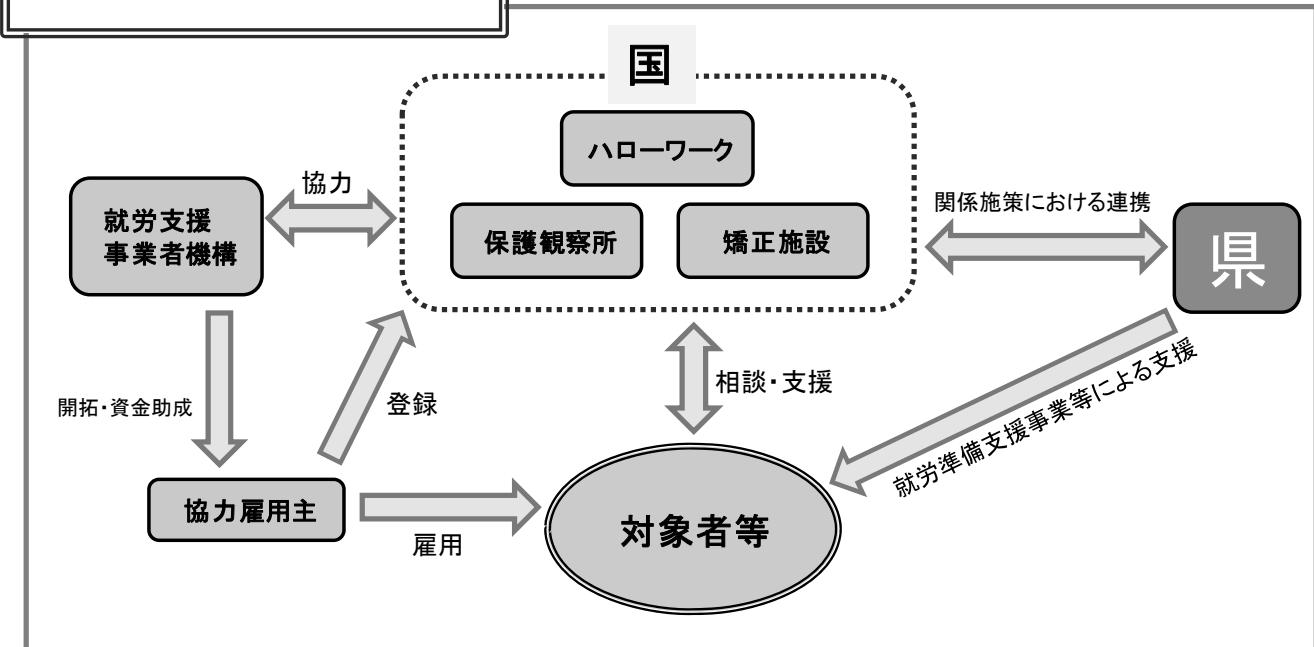
⑥ 女性・高齢者等新規就業支援事業【雇用対策課】

女性・高齢者等を主な対象として就職サポートセンターを設置し、求職者に対する支援を行うとともに、地域企業の求人情報や企業情報の収集などにより、求職者とのマッチングを図ります。

⑦ 協力雇用主に対する入札参加資格の優遇措置【契約課】

宮城県の建設工事入札参加資格登録に際して、犯罪や非行歴がある者を雇用している企業においては、参加資格等級の格付けにおいて加点がされます。

就労の確保（イメージ図）



【国の取組】仙台矯正管区

■矯正就労支援情報センター（コレワーク）の就労支援

「矯正就労支援情報センター（コレワーク）」は、前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置されました。

ハローワーク（公共職業安定所）に、受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めています。

（1）雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介

（2）採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート

（3）就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内



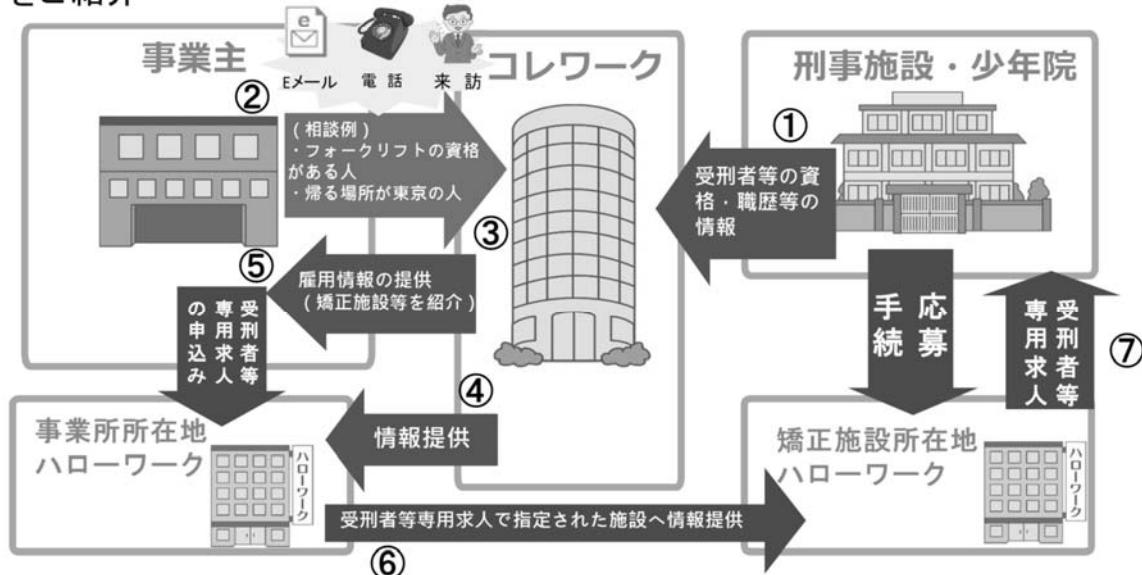
雇用情報提供サービス

コレボール

(イメージキャラクター)

●全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後に帰る場所などの情報を一括管理

●事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する刑事施設・少年院をご紹介



【国の取組】仙台保護観察所

■刑務所出所者等総合的就労支援

法務省と厚生労働省では、刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に行うため、2006年度から、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、保護観察所では、就労支援セミナー、事業所見学、職場体験講習、トライアル雇用制度（試行的な雇用期間を設けることで、事業主の不安を軽減し、常時雇用への移行促進を図る制度。実施した事業主には試行雇用奨励金が支給されます。）及び身元保証制度（身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度）などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。

■更生保護就労支援事業

法務省が就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間団体に委託し行う事業で、受託者は、更生保護就労支援事業所を設置し、当該事業所に配置された専門的な知識及び経験を有する就労支援員が刑務所出所者等の就労支援を行っています。宮城県内では、現在、特定非営利活動法人宮城県就労支援事業者機構が受託し、同機構が運営する宮城県更生保護就労支援事業所が事業を実施しています。

具体的な業務内容は、就労支援の対象となる刑務所出所者等に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言及び協力雇用主となる事業者の開拓と協力雇用主に対する研修の実施等です。

宮城県内では、この更生保護就労支援事業で就労した刑務所出所者等の定着支援を行っており、刑務所出所者等を雇用していただける民間事業者の開拓、刑務所出所者等に対する就労支援及び就労した後の職場定着支援に加え、サテライトサポートセンター就労支援員による支援活動という一連の支援を、仙台保護観察所と宮城県更生保護就労支援事業所が相互の役割分担のもと連携して行っています。

■その他の就労支援

2015年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言を行った協力雇用主に奨励金を支給する 刑務所出所者等就労奨励金制度を実施しています。

【国の取組】 宮城刑務所

■出所後の仕事の確保のための就労支援と職業訓練

無職者の再犯率が有職者よりも高いというデータに基づき、国の再犯防止政策では、犯罪のあった者について、仕事に就いて社会復帰してもらうことを主要な施策の一つと捉えています。これを受け、法務省は平成18年から、厚生労働省とも連携して矯正施設出所者の就労を促す取組を行っています。

その一環として、宮城刑務所は「就労支援強化矯正施設」の指定を受け、ハローワーク職員やキャリアコンサルタント資格のある非常勤職員が駐在し、宮城県就労支援事業者機構等とも連携しながら、就労に関するカウンセリングやガイダンス、求人情報の提供、受刑者が求人に応募した企業の採用面接のための連絡・調整など、就労のための支援を実施しています。こうした取組によって、施設在所中の企業採用内定や、出所後のハローワークの利用等による就職を目指しています。

また、宮城刑務所では、出所者が建設関係の企業で働くことが多いという事情を踏まえて、「建設機械科（小型建設機械課程）・建設躯体工事科」の職業訓練を実施し、建設業に必要な資格や技能の取得を促しています。

【国の取組】 東北少年院

■就労支援

在院者に対して専門的な職業指導（電気工事科、自動車整備科、溶接科など）を行い、高度で実践的な知識、技能を付与し、多くの資格を取得させています。これを出院後の生活に生かすため、特に就労支援に力を入れており、在院中に採用内定を得られるよう努めています。この取組は、ハローワークの担当者、キャリアカウンセラー、民間企業の方々等の御協力をいただきながら、推進しています。採用内定をいただいた場合は、更に在院中に職場見学や職場体験などを行うこともあります。出院後の就労生活に向けた動機付けや不安の払しょくなどに資する取組を行っています。

【民間の取組】 宮城県就労支援事業者機構

■助成事業

宮城県就労支援事業者機構の独自事業として、雇用協力事業者が犯罪をした者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成を行っています。

また、建設関係技能講習等への支援、具体的には更生保護施設宮城東華会の在所者、他の保護観察対象者に対する技能講習、安全衛生教育、特別教育の参加を企画、及び取得費用を支援し、新たな職種への挑戦と就労の安定を図るためその資格取得を促しています。

■協力事業

宮城県就労支援事業者機構の独自事業として、矯正施設の行う建設躯体工事科の職業訓練における講師派遣等の協力（県内各地区協力雇用主会も対応）を行っています。

2. 住居の確保に関する支援

ア. 現状と課題

平成30年（2018）年の県内矯正施設の出所者133名のうち、出所時に帰住先がない人は29人、21.8%となっています。社会環境の変化から、親族のもとに帰住できる割合は減少傾向にあり、出所時に帰住先が決定している人であっても、更生保護施設や自立準備ホーム、社会福祉施設への入所、協力雇用主が準備した住居への入居等、地域での受け皿に頼らなければならない現状となっています。

出所時に適当な帰住先がないまま満期釈放となる人の多くは、きわめて不安定な生活環境に置かれることから、満期釈放前に出所後の住居を確保することが重要です。

更生保護施設に入所した刑務所出所者等は、退所後に住居を借りようとしても、身寄りがなく、身元保証人がいなかったり、家賃滞納歴により家賃保証会社等を活用できないなど、賃貸借契約による住居の確保が困難となっている状況にあります。

再犯防止推進計画においては、「地域社会における定住先の確保」等について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

① 地域生活定着支援センター事業【社会福祉課】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援します。

② 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）【社会福祉課】

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、生活保護に至らないためのセーフティネットとともに、対象者の安定した住居の確保と就労自立を図ります。

③ 一時生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）【社会福祉課】

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施することにより、対象者が仕事及び居住先を確保するための資金を貯蓄することを支援し、自立を促します。

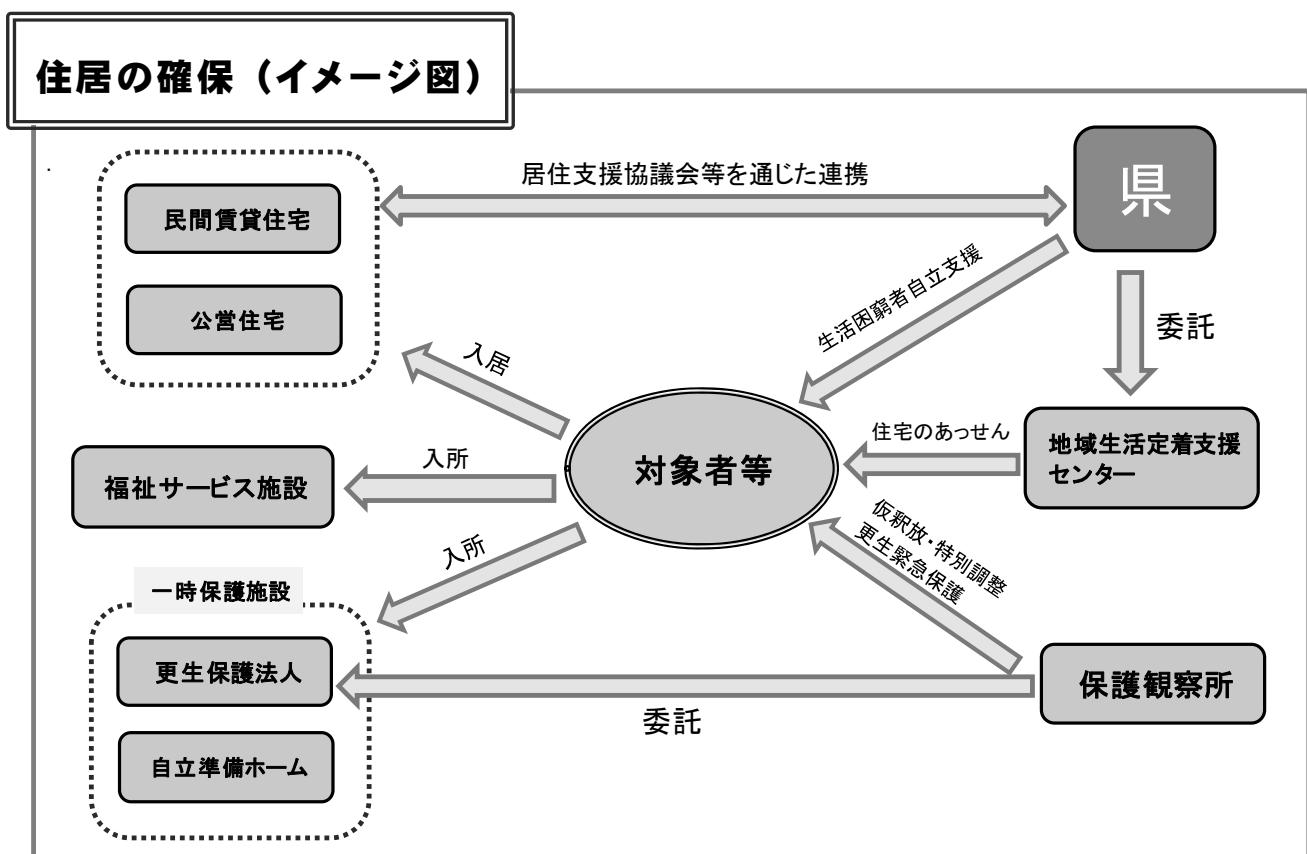
④ 宮城県再犯防止推進モデル事業【社会福祉課】

国の「地域再犯防止推進モデル事業」を活用し、罪を犯した者を対象とした住居の確保に関する課題の調査及び、課題解決に向けた取組とした「日常生活支援センター」を設置し、その実施結果を踏まえて支援のあり方を検討します。

⑤ 住宅セーフティネット構築推進事業【住宅課】

平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、宮城県居住支援協議会と連携しながら、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

※ 住宅確保要配慮者…低額所得者、高齢者、障害者等の住宅の確保に配慮を要する者で、保護観察対象者や更生緊急保護を受けている者等が含まれます。



【民間の取組】更生保護施設 宮城東華会

■円滑な社会復帰への支援（宿泊場所の提供等）

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立することが困難な人たちに対して、保護観察所の委託を受けて、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供だけでなく、生活指導や就労支援等を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に貢献しています。

また、宮城東華会を退所した者に対して、社会生活が円滑に推移するように、定期的な訪問、来所、電話等により、生活相談に応じる支援を、フォローアップとして行っています。

宮城東華会は、平成31年3月全面改修が終わり、令和元年6月から事業を再開しました。新しい施設では、集団処遇室を地域交流室とし、町内会の活動の場等として地域住民に開放するばかりでなく、災害時の一時避難所としても利用できます。

宮城東華会では、地域の更生保護女性会による夕食会を定期的に開催しているほか、地元保護司会による芋煮会、町内会の参加を得ながらバーベキュー大会、ピアノ演奏会、落語会を催すなど、地域との融和を心掛けた運営に努めています。

3. 福祉サービスの提供による支援

ア. 現状と課題

2018年に宮城刑務所に入所した者のうち、全世代の再入者率が58.5%であるのに対し、65歳以上の高齢者の中で再入者は24人・60%となっています。また再入者のうち、知的障害、神経症性障害、その他の精神障害があった者は35人・20.5%となっています。さらに、平成30年度版犯罪白書によると、全国の65歳以上の受刑者の6人に1人は「認知症疑い」の状況にあり、福祉的支援を必要としている者が多くいることが見受けられます。

矯正施設を出所する者のうち、高齢又は障害があるために県地域生活定着支援センターを活用できる者は、必要な福祉サービスや住居の斡旋等の支援を受けることができます。それ以外の者が矯正施設を満期出所したり、保護観察を終了したりした場合は能動的にサポートしてくれる機関がないため、自ら必要な福祉サービスを探す必要があります。

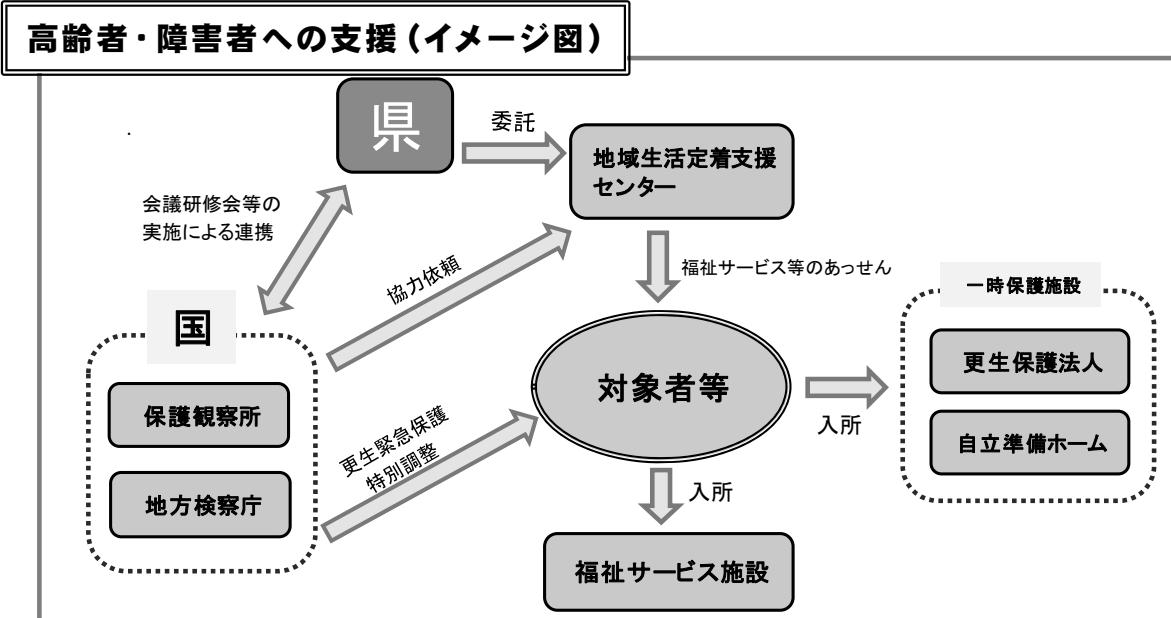
再犯防止推進計画においては、「関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実」等について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

① 地域生活定着支援センター事業【社会福祉課】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者及び出所者に対し、各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」が矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援体制を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援します。



【国の取組】仙台地方検察庁

■福祉へのつなぎ支援

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、保護観察所や刑務所などに加え、児童相談所や福祉機関などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するため、全国の地方検察庁に、再犯防止・社会復帰支援、被害者保護・支援、児童虐待事案への対応の担当者を置き、様々な取組を行っています。

仙台地方検察庁では、再犯防止や罪を犯した者の円滑な社会復帰・更生等に向けた適切な助言等の支援を行う目的として刑事政策推進室を設置し、併せて、犯罪被害者等に対する効果的な保護・支援を行っています。

刑事政策推進室では、罪を犯した高齢者・障害者・住居不安定者で不起訴処分や執行猶予付きの判決により釈放が見込まれる者等を対象として、事件を担当する検察官から情報提供を受け、検察官に対し、担当職員のほか、社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーが助言・調整を行うことにより、司法と福祉が連携し、福祉的支援につなげることで再犯防止等に取り組んでいます。

【国の取組】仙台少年鑑別所

■法務少年支援センターによる相談支援等

「法務少年支援センター」として、本人や家族、そうした方々を支援する関係機関からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、再犯の防止に向けて、相談・助言、問題行動の分析や指導方法等の提案、事例検討会（ケース会議）等への参加などを行っています。

【国の取組】宮城刑務所

■福祉サービス提供のための支援

法務省では、高齢受刑者や障害のある受刑者を再犯防止のために福祉サービスの利用が必要な者として位置付け、保護観察所や都道府県の地域生活定着支援センター等と連携して矯正施設出所者を福祉につなげる「特別調整」や、刑事施設在所中から福祉施設のサービスを試行的に体験させる制度などを推進しています。

特に宮城刑務所は、刑期の長い受刑者を収容する施設であることから、在所中に高齢になつたり、疾病・障害が現れたりする者が多く、こうした者の社会復帰を促すために、特別調整の対象にならない高齢・疾病・障害受刑者についても幅広く福祉的支援を行っており、疾病・障害の程度や残った在所期間などの条件を考慮しながら、出所後に必要な福祉サービスや医療が提供されるよう、県や市町等の行政、地域生活定着支援センター、福祉サービス機関等との連携を図っています。

4. 薬物依存を有する者への支援

ア. 現状と課題

平成30年に宮城刑務所に入所した者のうち、薬物事犯者は53名・28.3%でした。このうち、再犯者は39名・73.6%と、薬物による再犯者率が非常に高いことが伺えます。

執行猶予判決を受けた薬物事犯者（主には初犯者）は、再犯者に比べ、薬物依存の程度が低く、早期回復の見込みが高い一方で、「薬物依存回復プログラム」の受講が義務付けられていないことから、対象者が自発的にプログラムを受講しない場合、薬物依存症の治療・支援に確実につなげることが難しいのが現状です。

薬物依存からの回復には、治療とともに本人やその親族等が地域において相談支援を受けられる体制づくりが求められることから、治療・支援等を提供する保健・医療機関の充実、薬物依存症の治療・支援等携わる人材の育成を地域の関係機関、民間支援団体等が連携して進め、長期的な支援につなげていくことが課題です。

再犯防止推進計画においては、「治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実」「薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成」等について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

①薬物問題相談及び薬物再乱用防止事業【薬務課】

各保健所等において、薬物問題に悩む薬物依存者やその家族からの個別相談を受けます。

また、「薬物中毒対策連絡会議」に参加し、家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例を収集するとともに、薬物問題の相談を受ける側の意識を高め、資質向上に役立てます。

②薬物乱用対策本部事業【薬務課】

「宮城県薬物乱用対策有識者会議」及び「宮城県薬物乱用対策推進本部員会議」を開催し県内の薬物乱用防止対策の指針である宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期：令和元年度から令和5年度）に基づく県内各関係機関における取組の進行管理を行います。

③薬物依存集団回復プログラム NICE【宮城県精神保健福祉センター】

テキストを使った学習とリカバリングスタッフを交えたミーティングにより、薬物使用に関する悩みを抱えた者を対象とした集団回復プログラムを行います。また、共に支え合い依存症からの回復を目指すため、薬物問題を抱える仲間との出会い・交流の機会を提供します。

（NICEは「N:仲間と I:一緒に CE:チャレンジ」に由来します。）

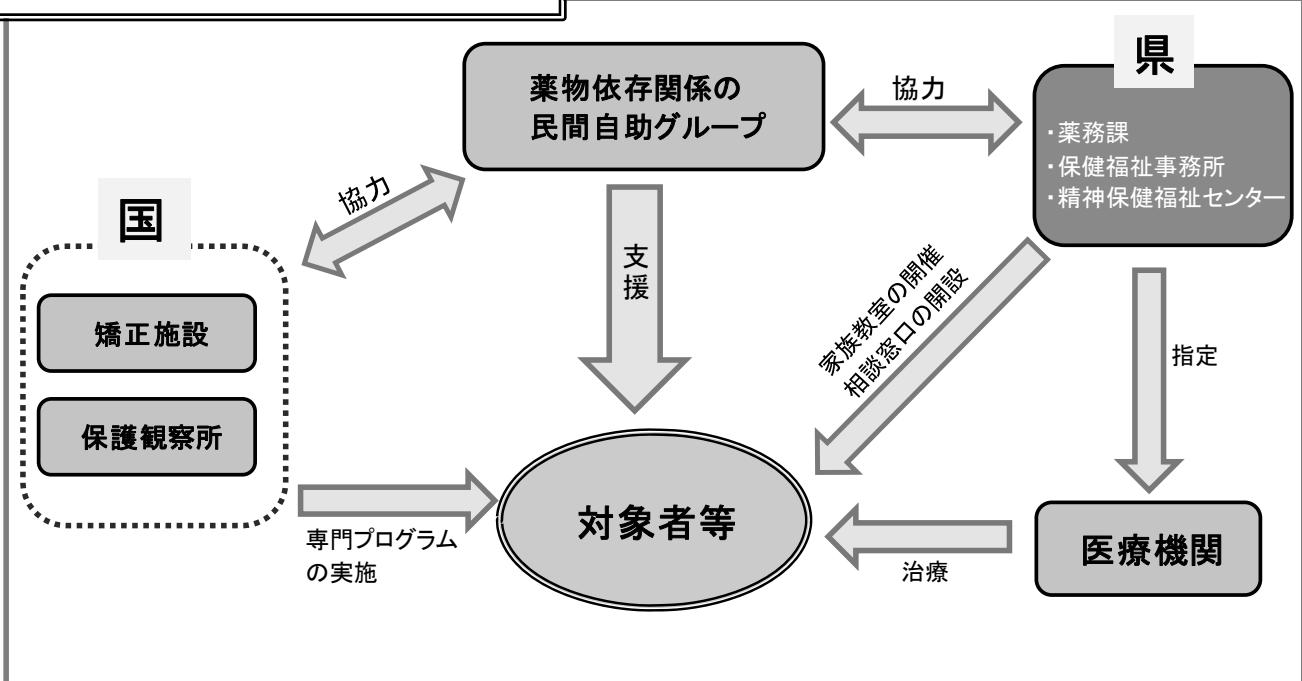
④薬物依存症からの回復を支援する民間団体との連携【県警本部銃器薬物対策課】

ダルク等の自助グループ、医療機関等と定期的に情報共有を図り、連携を強化し円滑に回復を支援します。

⑤薬物乱用者に対する再乱用防止に向けた取組【県警本部銃器薬物対策課】

警察において検挙した者に対し、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援します。

薬物依存者への支援（イメージ図）



【民間の取組】仙台ダルク アロー萌木

■依存症回復支援

アロー萌木のプログラムであるミーティングに参加して、自分自身を振り返り、他の参加者の話を聞くことで、考えるヒントをもらったり、一人ではないと言う確信を持ったりする事により、薬物に依存する生き方を変えていけるようになります。

また、依存症の自助グループに参加を勧めています。自助グループに参加する事により、回復している仲間の姿に希望を持ち、孤立することも少なくなります。また困った時の相談相手もみつかります。

専門病院の受診はかかせません。依存症は、処方薬でも依存しやすくなるため、専門医によるカウンセリングや、治療プログラムを受けることが効果的なため、アロー萌木の通所、入寮の条件にもなっており、又、受診していなかったり、専門病院の事を知らない方にはアロー萌木の担当スタッフが、同行支援をしています。

そのほか、生活するにあたっての困り事や、対人関係の問題など、面接相談も行っています。

【国の取組】仙台保護観察所

■薬物対象者等に対する回復支援等

保護観察所では、本人に対する回復支援、家族への支援、関係機関との連携について重点的な取り組みを行い、さらに地域社会が薬物依存症に対して正しい理解を得て偏見や先入観をなくすことを目指しています。

本人に対する回復の中心になるのが個別又は集団で実施される薬物再乱用防止プログラムになります。同プログラムは依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに断薬意志を持続させつつ、再び乱用しないための具体的な方法を習得させることを目的としています。

また、保護観察の処遇に加え、地域における必要な援助などを受けさせる目的から仙台ダルクと連携し、薬物依存回復訓練を委託する取り組みを進めています。

2つ目として支え手になる家族に対する支援です。年に数回定期的に引受人会を開催し、家族に対して薬物依存に関する正しい知識の習得や本人に対する適切な関わり方を学んでいます。また、この会は疲弊している家族に少しでも元気になってもらうことも目的としています。

3つ目は地域の有効かつ緊密な連携体制整備です。現在、毎月保護観察所において薬物の回復支援に関わる14団体（令和元年10月末現在）が集まり、情報交換や役割確認などを行い、切れ目のない支援が受けられるように連携を強化しています。

また、学校等に赴き、若年層等に対して講演を実施したり、薬物乱用防止広報リーフレットやDVD教材などを活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。

【国の取組】仙台少年鑑別所

■法務少年支援センターによる相談支援等

「法務少年支援センター」として、本人や家族、そうした方々を支援する関係機関からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、再犯の防止に向けて、相談・助言、問題行動の分析や指導方法等の提案、事例検討会（ケース会議）等への参加などを行っています。

【国の取組】宮城刑務所

■薬物依存離脱指導

法務省の施策として、刑事施設では、平成18年から薬物依存を抱えている対象者に対して、再犯防止に向けた薬物依存離脱指導を行っています。宮城刑務所においては、指導に当たって、グループワークやミーティングに民間自助団体の仙台ダルクやN A（ナルコティクス アノニマス日本）からの参画を得て、連携して実施しています。

5. 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援

ア. 現状と課題

平成30年に県内で検挙された刑法犯3,205名のうち、凶悪犯（殺人、強盗、放火、強制性交等）は58名、粗暴犯（暴行、障害、脅迫、恐喝、凶悪準備集合）は707名、窃盗犯は1,811名、知能犯（詐欺、背任など）は212名、風俗犯（わいせつ罪、賭博罪など）は80名、その他が337名でした。

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、対象者一人一人の経歴や様々な特性を把握したうえで、その者にとって適切な指導を選択し、積極的に働きかけることが重要です。

しかしながら、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体の連携、それによる指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があります。

再犯防止推進計画においては、「適切なアセスメントの実施」「特性に応じた指導等の充実」等について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

①ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業【県警本部県民安全対策課】

警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進します。

②子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対策事業【県警本部県民安全対策課】

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）（平成29年7月13日付け警察庁生活安全局長ほか）に基づき、13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、その出所者の所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた施策を推進します。

③社会復帰アドバイザーの配置【県警本部暴力団対策課】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）に基づき、社会復帰アドバイザーの配置を図り、離脱の意志を有する者に対する援護等に取り組みます。（平成30年末、全国警察29都府県で39名の社会復帰アドバイザーが配置・運用されています。）

6. 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援

ア. 現状と課題

宮城県における平成30年中に刑法犯で検挙・補導された少年（犯罪少年及び触法少年）は327名（前年比63名減）で、全刑法犯検挙・補導者数の10.0%を占め、内訳としては窃盗犯が189名と最も多くなっています。また、平成30年度の東北少年院における高等学校未卒業者は、49名・87.5%でした。

少年検挙・補導数をさらに減少させるためには、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組をより一層充実させていく必要があります。また、犯罪をした者等の円滑な社会復帰のためには、継続した学びや進学・復学のための支援、情報提供等を継続して行うことが求められています。

再犯防止推進計画においては、「児童生徒の非行の未然防止等」「非行等による学校教育の中止の防止等」について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

■相談支援体制の充実による非行の未然防止等

①教育相談充実事業【教育庁義務教育課】

いじめ、不登校、暴力行為の未然防止や早期発見・早期対応のために相談・支援体制の一層の整備充実を図り、小・中学校スクールカウンセラーの配置・派遣及び専門カウンセラーの教育事務所への配置等により、児童生徒の非行防止に取り組ます。

スクールカウンセラーの配置等により、校内における教育相談体制の一層の充実を図り、児童生徒が過ちを犯すことのないよう働き掛けるとともに、学校はスクールカウンセラーと連携して非行防止に取り組みます。

専門カウンセラーの助言を得ながら、学校は適切な対応を図るとともに、児童生徒の非行防止に取り組みます。

②いじめ・不登校等対策強化事業【教育庁高校教育課】

いじめや暴力行為等の問題行動に対して、組織的・体制的な生徒指導を推進するための手立てを講じ、問題行動等の未然防止及び早期発見・早期解決を図るとともに、各学校における生徒指導体制の充実に資するため、支援員やアドバイザーを配置し、警察、福祉、行政機関や外部専門家等との連携強化を図ります。

いじめ・不登校等対応に関する教員等の補助として心のケア支援員を30校に配置しており、生徒の相談や関係機関と連携等を行います。

心のサポートアドバイザーを配置（2名）し、学校や保護者からの相談への対応や警察等の関係機関との連携を行います。緊急事態発生時には、学校の要請に応じて、学校支援のため派遣します。

また、高等学校生徒指導主事連絡協議会、生徒指導主事研修会を開催し、生徒指導に係る研修を行うとともに、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策調査委員会を開催し、いじめ防止対策について話し合い、各機関との連携強化を図ります。

③特別支援教育研修充実事業【教育庁特別支援教育課】

小・中・高・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの連携の強化と養成。また、特別支援学校における関係機関との連携を担う教員を育成し非行の未然防止に努めます。

〈他の取組〉

- | | |
|---------------------|--------------|
| ・いじめ・不登校等対策推進事業 | 【教育庁義務教育課】 |
| ・児童生徒の心のサポート班の設置 | 【教育庁義務教育課】 |
| ・高等学校スクールカウンセラー活用事業 | 【教育庁高校教育課】 |
| ・進路指導充実事業 | 【教育庁特別支援教育課】 |
| ・教育相談調査研究等事業費 | 【教育庁特別支援教育課】 |

■関係機関の連携による非行防止活動の実施

①青少年育成県民運動推進事業【共同参画社会推進課】

「青少年は地域から育む」という考えに立ち、関係機関・団体と連携して「少年の主張大会」や「あいさつ運動」の声掛け等を行う「青少年のための宮城県民会議」に運営費を補助し、次代を担う青少年の健全育成と非行防止を図ります。

②特別支援教育総合推進事業【教育庁特別支援教育課】

特別支援教育を総合的に推進するための、各市町村支援体制の整備、関係機関との連携、特別支援教育コーディネーターの支援を行い非行の未然防止に努めます。

〈他の取組〉

- ・青少年健全育成啓発活動事業【共同参画社会推進課】

■その他非行防止に関わる支援

①学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）【社会福祉課】

生活困窮世帯の子どもに対し、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図ります。

②少年に対する立ち直り支援・継続補導【県警本部少年課】

過去に非行少年として取扱いのあった少年について、家庭裁判所の終局決定結果を踏まえ、当該少年の家庭環境等から再非行のおそれがある者を対象少年として選

定し、警察職員による定期的な見守り活動や就労等へ向けた支援を行うほか、社会奉仕体験活動などの諸活動に参画させることにより当該少年の自己肯定感や規範意識の向上を図り、もって健全な状態への立ち直りを図ります。

③非行防止教室【県警本部少年課】

警察職員を講師として学校に派遣し、在籍する児童生徒等に対して、薬物乱用事犯やインターネット利用事犯を始めとした非行の防止へ向けた講演を行い、もって児童生徒の規範意識の向上を図ります。

〈他の取組〉

- | | |
|------------------|--------------|
| ・青少年環境浄化モニター設置事業 | 【共同参画社会推進課】 |
| ・有害環境実態調査事業 | 【共同参画社会推進課】 |
| ・高等学校「志教育」推進事業 | 【教育庁高校教育課】 |
| ・特別支援教育研修充実事業 | 【教育庁特別支援教育課】 |

【国の取組】 東北少年院

■修学支援

当院では、高等学校卒業程度認定試験受験希望者に対して、県内の大学にも御協力をいただき、受験指導に係る教科指導を行っていただいております。また、少年院を出院後、学校に復学することになる場合は、在院中に学校関係者や保護観察所の方々を交えた支援会議を行い、復学に向けた調整をすることもあります。

【国の取組】 仙台少年鑑別所

■法務少年支援センターによる非行防止支援

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名前を持ち、「地域とつながり 地域につなげる」をキャッチフレーズに、地域社会の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成のための支援を行っています。個別対象者への支援に加え、研修・講演や、法教育・非行防止教室（出前授業）などにも取り組んでおり、依頼の内容に応じて、学校や警察など、多くの関係機関と連携して対応することもあります。

7. 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

ア. 現状と課題

本県における再犯の防止に関する取組は、犯罪や非行をした者等の指導・支援に当たる保護司、社会復帰を支援するための活動を行っている更生保護女性会員、課題を抱える少年に対して、身近な存在として接しながら成長を支援する、BBS会員等の更生保護ボランティアや、篤志面接委員や教誨師、少年警察ボランティアなど多くの民間ボランティアの活動により支えられています。また、更生保護法人においては、犯罪や非行に陥った人が社会の一員として自立更生していくのを援助しています。このように、犯罪や非行をした人が地域社会において、「息の長い支援」を受けられる体制が形作られてきています。

保護司の高齢化が進み、担い手が不足していることや、民間ボランティアや民間団体の取組が地域社会において十分に認知されていない状況にあります。

また、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立せずに社会復帰するためには、国、県、市町村及び民間団体が緊密に連携協力し、犯罪被害者の心情等を理解した上で、総合的に施策を推進することが重要です。

このためには、刑事司法や福祉の関係機関等の様々な主体が早期的かつ円滑に対象者を支援につなぐことが効果的であることから、それぞれが把握している課題の情報共有を行うなど、関係機関のネットワーク化を進める必要があります。

再犯防止推進計画においては、「民間ボランティアの確保」「民間ボランティアの活動に対する支援の充実」等について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

①社会を明るくする運動【社会福祉課】

犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとするための運動です。

社会を明るくする運動を通して、再犯防止の取組への県民への普及啓発及び機運の醸成を図るとともに、担い手不足が課題となっている保護司の活動についても積極的な啓発を図っていきます。

②市町村再犯防止推進計画の策定の促進【社会福祉課】

県内市町村において、地方再犯防止推進計画の策定が推進するよう働きかけるとともに、策定のための助言や情報提供を行います。

③宮城県再犯防止推進ネットワーク会議による関係団体との連携【社会福祉課】

再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行うため、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等を構成員とするネットワーク会議を開催します。

④市町村及び福祉関係者への再犯防止活動の啓発【社会福祉課】

矯正施設出所者等への切れ目のない支援を行うために、宮城県再犯防止推進計画の内容や宮城県地域生活定着支援センターの役割等について、市町村及び民生委員や生活支援コーディネーター等の福祉関係者への啓発に努めます。

⑤少年警察ボランティアとの連携【県警本部少年課】

大学生による少年健全育成ボランティア「ポラリス宮城」、児童生徒健全育成ボランティア「アルカス」及び少年補導員と連携した立ち直り活動支援活動や非行防止に向けた啓発活動を展開します。

⑥広報啓発活動の推進【県警本部生活安全企画課】

再犯の防止等のための取組を一層推進するため、各種媒体、関係機関団体等と連携したキャンペーン等を通じて県民の再犯防止に関する機運醸成を図る啓発活動を実施します。

⑦薬物乱用防止に関する広報・啓発活動の推進【県警本部銃器薬物対策課】

学校・一般企業・団体等に対する薬物の乱用・再乱用防止活動を推進します。

⑧薬物乱用防止啓発事業【薬務課】

宮城県薬物乱用防止指導員を中心とした啓発キャンペーンを仙台市及び管轄保健所ごとに開催します。

また、青少年に対する薬物に正しい知識の普及啓発を図るため薬物乱用防止教室講師の資質向上及びそのための研修会等を開催します。

【国の取組】仙台保護観察所

■ボランティアによる更生保護活動

保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動は、国の機関のみならず、保護司などの更生保護ボランティアと呼ばれる様々な方々が、それぞれの特性を活かし更生保護活動に積極的に参加されています。

〈活動団体〉

保護司、更生保護女性会、BBS会 等

県内の矯正施設の概要

県内には4つの矯正施設があり、処遇の充実や社会復帰等の支援に向けて、地域や関係機関と連携した取り組みが行われています。

宮城刑務所（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

明治12年：「宮城集治監」として発足。当初は、西南戦争で明治政府に反乱を起こした国事犯を収容する目的で、仙台藩若林城の跡地に建設。

明治36年：「宮城集治監」から「宮城監獄」へ改称

大正11年：「宮城監獄」から「宮城刑務所」へ改称

昭和36年：仙台矯正管区管内医療重点施設に指定

昭和47年：仙台矯正管区管内分類センターに指定

昭和51年：仙台拘置支所設置

■収容定員

1,020名（男子）

【施設の特徴】

・主に、犯罪傾向が進んでいる26歳以上の男子受刑者のうち、執行刑期が10年以上の者を収容しています。

・「医療重点施設」として、東北地方の5刑務所の男子受刑者のうち、精神障害や身体疾患について専門的医療が必要な者を受け入れて治療しています（C型肝炎は全国から収容）。

・高齢の受刑者の割合が多く、それに伴う病気や障害も生じやすいことから、高齢者の身体機能の維持に向けた「健康管理指導」等を実施し、福祉機関や地域行政等と連携した社会復帰支援も行っています。

東北少年院（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

昭和17年1月：仙台市片平丁に仙台少年院として開設

昭和23年6月：東北少年院に改称

昭和59年4月：現在地（仙台市若林区）に新設移転

平成27年4月：女子少年を収容する青葉女子学園を分院として組織改変

■収容定員

100名（男子のみ）

【施設の特徴】

- ・家庭裁判所で第1種少年院送致の決定を受けた男子少年（入院時、20歳未満）を収容する法務省の施設です。
- ・昭和39年に少年院の特色化を図るため、職業訓練重点施設に指定され、以後今日まで資格取得を軸とした専門的な職業指導を中心とした矯正教育を行っています。
- ・社会復帰支援として、特に就労支援に力を入れており、関係機関の協力をいただきながら、在院中に就労内定を得ることができるよう努めています。
- ・平成30年度から短期課程も併設され、教育期間が長期間（約1年間）の者と短期間（6か月未満）の者を処遇する施設となりました。

青葉女子学園（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

昭和25年4月 東北少年院分院青葉女子学院として設立
昭和27年5月 青葉女子学園と改称し、翌月に仙台市八本松へ移転
昭和58年3月 新営工事完了・現在地に移転
平成27年4月 東北少年院の分院となる。

■収容定員

55名（女子のみ）

【施設の特徴】

- ・東北地方唯一の女子少年院です。
- ・女子少年に顕著な問題性に着目し、一人ひとりの発達の程度や障害等に応じたきめ細かい教育（矯正教育）を行います。
- ・円滑な社会復帰を目指し、修学支援や就労支援を実施し、希望により在院中に様々な資格取得を行うことも可能です。

仙台少年鑑別所（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

昭和24年1月：「仙台少年観護所」及び「仙台少年鑑別所」として開設
昭和25年4月：「仙台少年保護觀察所」に改称
昭和27年8月：「仙台少年鑑別所」に改称
平成27年6月：「法務少年支援センター仙台」として地域における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を開始
平成30年4月：盛岡少年鑑別所が仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所となる。
平成31年4月：山形少年鑑別所が仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所となる。

■収容定員

50名（男子43名、女子7名）

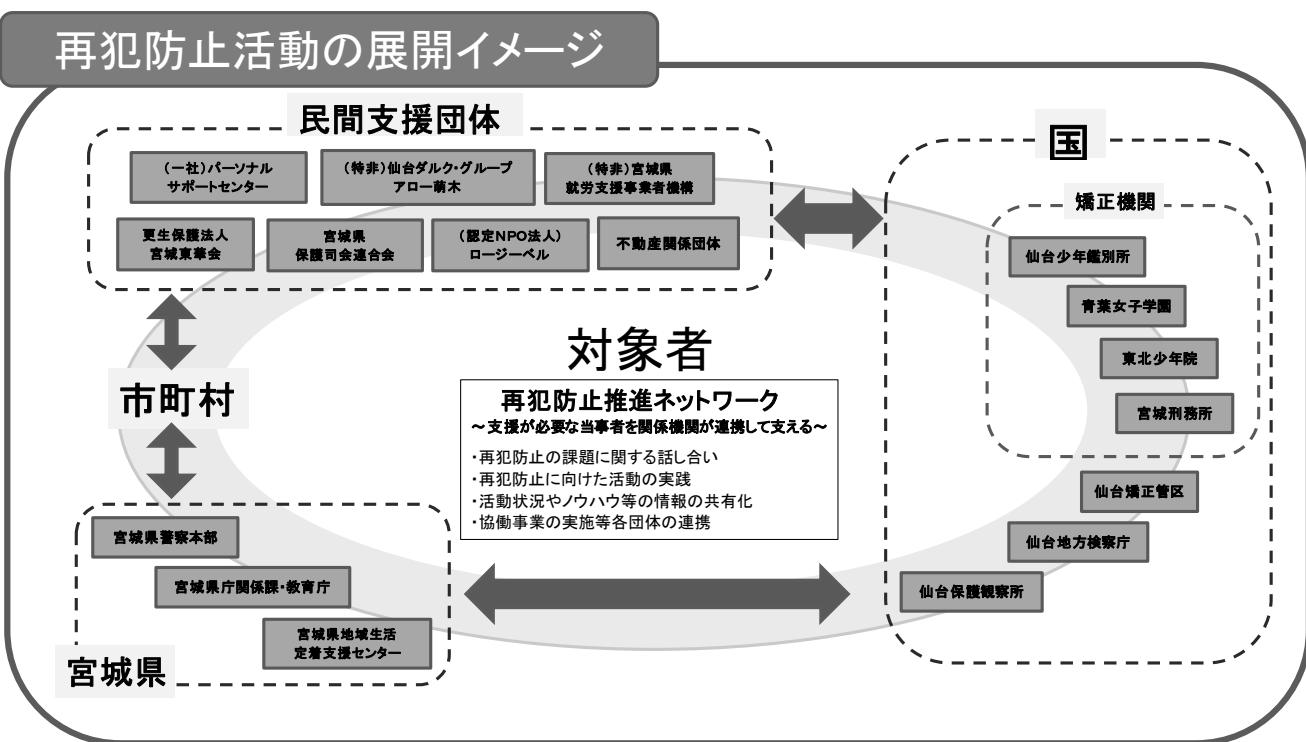
【施設の特徴】

- ・非行のあった少年のうち、家庭裁判所の措置があった少年（男女共）を収容し、非行の原因を分析したり、次の非行を防止するために必要な支援について提案したりしています。また、少年が落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則正しい生活環境を整えたり、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等を身に付けてもらうため、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。
- ・「法務少年支援センター仙台」（ふるじろ心の相談室）という名称の下、「地域とつながり 地域につなげる」をキャッチフレーズに、個人や関係機関からの依頼を受けて、地域社会の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成のための支援を行っています。援助対象者の年齢に制限はなく、依頼の内容に応じて、多くの関係機関と連携して取り組んでいます。

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

この計画は、国・県・市町村・民間協力者等が連携して再犯防止に係る取組を推進するものであることから、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等で構成する「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議」を設置し、再犯防止に関する事業の実施状況や課題の把握、対策の検討等を行い、必要な施策を効果的に進めます。



2. 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



參考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進

計画を公表しなければならない。

- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十二条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十三条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十四条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年

であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上の困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のため必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るために、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での連続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者的心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等



⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等



⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

再犯防止関連用語集

※本文に掲載した用語は、項目欄に該当ページ番号を記載

【あ行】

アディクション	英語の「addiction」をカタカナで表記したもの。嗜癖と訳され、「止めようと思いながらも止めることのできない悪い習慣に耽ってしまうこと」をいう。物質依存(アルコールや各種薬物等)、行動嗜癖(ギャンブル障がい、ゲーム障がい等)がある。
---------	--

【か行】

改善指導	刑事施設において、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもの。一般改善指導及び特別改善指導があり、①「薬物依存離脱指導」、②「暴力団離脱指導」、③「性犯罪再犯防止指導」、④「被害者の視点を取り入れた教育」、⑤「交通安全指導」及び⑥「就労支援指導」の6類型の特別改善指導が実施されている。
覚せい剤取締法	覚せい剤の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、その輸入、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締を行うことを目的とした法律。
仮釈放	改悛の状があり改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者について、円滑な社会復帰を図ることを目的として、刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。
観護処遇	観護措置として少年鑑別所に送致された少年に対する健全な育成や情操の保護に配慮された処遇のこと。健全な社会生活を営むための生活習慣等に関する助言・指導だけでなく、少年の情操を豊かにするための学習の支援や読書、講話、季節の行事等の機会が提供されている。

観護措置	家庭裁判所が、少年審判のために行う少年の身柄保全手段。家庭裁判所の観護に付するものと、少年鑑別所に送致するものとがある。
鑑別	医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。
起訴 (p1)	被疑者が犯罪をしたことが証拠上明白であって、その訴追が必要であると判断する場合には、検察官が裁判所に起訴状を提出して起訴する。
起訴猶予処分	被疑事実が明白な場合において、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないと判断される場合に、検察官の判断により起訴を猶予して不起訴とすること。
ぐ犯少年	刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年。
教誨師（きょうかいし） (p23)	全国の矯正施設に収容されている人たちの宗教上の希望に応じ、所属する宗教・宗派の教義に基づいた宗教教誨活動をボランティアとして行っている民間の宗教家。
矯正施設 (p8, 10, 11, 14, 24, 25)	犯罪をした者等を収容し、改善更生のための処遇を行う施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）。
矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」） (p8)	刑務所出所者等の雇用を検討している事業者の方に対し、雇用情報の提供、採用手続きの支援などを行う国の機関。全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後の帰住先等の情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズに適合する者を紹介することができる。全国に2か所設置されている。
協力雇用主 (p6, 7, 9, 10, 11)	犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
居住支援協議会 (p12)	住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を目的に、地方公共団体、不動産関係団体、福祉関係団体等で組織された協議体。

居住支援団体	住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援等を行う社会福祉法人や NPO 法人等の民間団体。契約手続きの立ち合い等の入居前の支援や電話相談、緊急時の対応等の入居後の支援を行う。
禁錮	刑事施設に拘置することであって、所定の作業義務を科さない刑罰のうち長期のもの（刑法第 13 条）。
刑事施設(p15)	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。
刑事司法手続	犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続。
刑の一部の執行猶予制度	裁判所が、3 年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1 年間から 5 年間まで、執行を猶予することができるとする制度。
刑務作業	刑法に規定された懲役刑の受刑者に対し、矯正及び社会復帰を図るための矯正施設における処遇。
刑務所出所者等就労奨励金制度 (p9)	保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度。
検挙 (p3, 17, 19, 20, ※「はじめに」に記載)	検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とすること。
検察庁 (p15)	法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところ。
公共職業安定所 (p8, 9)	職業安定法第 8 条第 1 項の規定により設置される、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する厚生労働省の機関。通称「ハローワーク」。
更生保護 (p23, 24, 29)	罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。
更生保護施設 (p10, 11, 13)	主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を供与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。

更生緊急保護 (p12)	刑事上の手続等により身体の拘束を解かれた者（満期釈放者、起訴猶予者等）が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関などの保護が受けられない場合に、保護観察所長が緊急的に実施する金品の給貸与や宿泊場所の供与、就労支援や生活指導等の措置。
更生保護サポートセンター	<p>保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し、開設している。ここでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。</p> <p>また保護司をはじめとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されている。</p>
更生保護女性会 (p13, 23, 24)	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。
更生保護法人 (p23)	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体。更生保護法人は、更生保護施設を置いて、被保護者に対する宿泊所の提供、帰住の斡旋、金品の給貸与、生活の相談等を行ったり、罪を犯した者の更生を助けることを目的とする事業に対する助成や連絡調整、これらの事業の啓発等を行っている。

【さ行】

再入者(p3, 14)	受刑のため刑事施設に入所のが二度目以上の者。
再犯防止啓発月間	再犯防止推進法第6条に、毎年7月を国民の間に広く再犯防止等についての关心と理解を深める再犯防止啓発月間と定め、国や地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。
実刑	裁判で言い渡される懲役・禁錮等身体の拘束を伴う刑。

執行猶予 (p1, 15, 16)	<p>執行猶予</p> <p>刑の執行が猶予された状態。執行猶予に付された人が再び罪を犯したりすることではなく、その猶予期間を無事に過ごした時は、刑の言渡しそのものが効力を失い、将来全く刑の執行を受けることがなくなる。</p> <p>しかし、猶予期間内に再び犯罪をするなどしたときは「猶予」が取り消され、刑務所に入ることになる。</p> <p>「執行猶予」には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。</p> <p>以前に懲役刑や禁錮刑に処せられたことがないなど一定の条件を満たす者が、判決で3年以下の懲役もしくは禁錮又は罰金の言渡しを受けたときは、情状により、刑の全部の執行（刑務所に入ること）を1年から5年の範囲で猶予することが可能。</p> <p>また、同様に3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要かつ相当である場合に、その刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予することができる。</p>
社会福祉施設 (p11)	社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。
社会福祉士 (p15)	専門的知識及び技術をもって、身体、知的若しくは精神の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。
社会復帰アドバイザー (p19)	暴対法施行規則に定められた者（元警察職員で暴力団対策の知識経験を有する者）で、暴力団員の離脱支援や暴力団離脱者の就労先斡旋、新たな就労先の開拓などをを行う職員。
社会を明るくする運動 (p23)	法務省が、犯罪を無くして社会を明るくするために、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な啓発活動のこと。2019年で69回目を迎えた。
住宅確保要配慮者 (p12)	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

住宅セーフティネット制度 (p12)	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者（要配慮者）に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供や、居住支援等を行う制度。
就労支援事業者機構 (p9, 10)	協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労体験を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体。
出院(p10, 22)	退院又は仮退院により少年院を出ること。
少年院 (p8, 10, 20, 22, 26, 27)	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
少年鑑別所 (p1, 15, 18, 22, 28)	（1）家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、（2）観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、（3）地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。
少年警察ボランティア (p23, 24)	少年の非行防止及び少年の保護を図るため、警察本部長等から「少年補導員」等として委嘱された地域のボランティア。
処遇 (p13, 18, 25, 26)	警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱い。
触法少年(p20)	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年。
初入者(p3)	受刑のために刑事施設に入所するのが初めての者。
自立準備ホーム (p11)	あらかじめ保護観察所に登録されたN P O 法人等がそれぞれの特長を生かして刑務所出所者等の自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。
スクールカウンセラー (p20, 21)	児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。
スクールソーター	警察官を退職した者等が警察署等に配置され、学校からの要請等に応じて学校に派遣され、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安

	全確保に関する助言等を行う者。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家。
生活困窮者自立相談支援機関	生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じる相談窓口を設置する自立相談支援を実施する機関。福祉事務所を設置する自治体は自立相談支援事業の実施が必須。
生活福祉資金	低所得者や高齢者、障害のある人等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした、都道府県社会福祉協議会が実施する貸付制度。
生活保護 (p11)	生活保護は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、国が国民の最低限度の生活を保障する制度。
精神保健福祉センター	都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられている「精神保健福祉に関する総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動推進の中核となるための機能を備えた機関。

【た行】

DARC (ダルク) (p16, 17, 18)	ドラッグ(薬物)、アディクション(嗜癖、病的依存)、リハビリテーション(回復)、センター(施設、建物)の頭文字を組み合わせた造語で、覚せい剤、危険ドラッグ、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、他の薬物から解放されるためのプログラムを行う民間施設。
地域共生社会	地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていく地域社会。
地域生活定着支援センター (p11, 14, 15, 24)	高齢又は障害を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス(社会福祉施設への入所など)を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。

地域包括支援センター	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント機能を総合的に担う機関であり、各市町村が介護保険法に基づき設置する。
地域若者サポートステーション (p7)	働くことに悩みを抱えている15歳から39歳(令和2年度から49歳)までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。
懲役	刑事施設に拘置して所定の作業を行わせること。(刑法第12条)。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者等(配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者)からの暴力。
特別調整 (p15)	高齢(おおむね65歳以上)であり、または障害を有する刑務所入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行う。

【な行】

日常生活自立支援事業	日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業。
入所受刑者(新受刑者)	裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者。
認知件数 (※「はじめに」に記載)	犯罪について、被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。

【は行】

罰金 (p1)	罰金は裁判により刑罰として科せられるものであり、必ず、所定の期間内に検察庁に納付しなければならない。額は1万円以上となるが、1万円未満に減額することも可能。(刑法第15条)
BBS会 (p23, 24)	非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等 (BBS運動 (Big Brothers and Sisters Movement)) を行う青年のボランティア団体。
婦人補導院	売春防止法第5条(勧誘等)の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、規律ある明るい環境のもとで、社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業補導、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行い、社会で自立して生活できる女性として復帰させることを目的としている国立の施設。補導処分の期間は6ヶ月。
法務少年支援センター (p15, 18, 22, 28)	少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際の名称。
保護観察 (p6, 10, 12, 13, 14, 18, 24)	犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもの。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人がその対象となる。
保護観察所 (p9, 11, 13, 14, 15, 18, 22, 24)	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50カ所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、(1)保護観察、(2)生活環境の調整、(3)更生緊急保護、(4)恩赦の上申、(5)犯罪予防活動などの事務を行っている。 また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の、(1)生活環境の調査、(2)生活環境の調整、(3)精神保健観察などの事務も行っている。

保護司 (p13, 23, 24)	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。
-----------------------------	--

【ま行】

満期釈放 (p11)	仮釈放にはならず、全ての刑期を満了して釈放されること。
民生委員 (p24)	地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

宮城県再犯防止推進計画

令和 2 年 3 月 発行

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県保健福祉部社会福祉課

電話 022-211-2519